

14番、亀井あつしでございます。農業振興についてお尋ねします。

高度経済成長以降、急速に都市化が進み大阪府下でも緑地面積の極めて少ない門真市は、潤いや安らぎよりもどちらかというと利便性が強調され発展してきました。

生産緑地法の施行以降、ますます市内の農地が減少し、追い討ちをかけるように第二京阪道路建設に伴い北島市街化調整区域の貴重な農地の多くが消えようとしています。門真市の農業はこのままでいいのでしょうか、門真市の農業が衰退することは仕方の無いことなのでしょうか。

2007年3月に作成された「門真市都市ビジョン」の中で、門真の歴史の紹介部分での記述以外に、農業に関して記述されているのは、44ページの冊子の中で、17ページの南部地域の拠点まちづくりのイメージ図の中に「農住共存ゾーン」いう表現でなんと農業の「農」の1文字しかありませんでした。ここに園部市長の門真における農業についての位置づけ・認識がとてもわかりやすい形で、端的に示されています。こんなことでいいのでしょうか？

いま、国土交通省で都市計画法の抜本改正の作業が進められつつあり、都市農業にとって歴史的な大転換ともいえる局面を迎える可能性が出てきていると、我が党の雑誌「前衛」6月号で紹介されていました。

少し紹介させていただきます。国土交通省は、2005年6月、社会資本整備審議会に「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」との諮問をし、2008年5月に社会資本整備審議会都市計画部会の下に「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」を設置しました。

この小委員会では、「都市計画法は、右肩上がりの経済社会を前提に作った制度である、いま随所でミスマッチが起きている」、「経済合理性の観点から容易に転用され、その結果、無秩序な市街化、営農条件の悪化など双方にとって望ましくない状況を起こしている」「都市住民は、農業体験の場や緑地としての機能を積極的に評価する」「都市政策としても、農地に対する土地利用のコントロールや、都市の機能としての農地の位置付けについて検討する必要がある」としています。

また、「今後の都市政策の方向」では、「人口減少などにより、市街地の縮退は避けられない。特に大都市郊外で大きな問題となる可能性」として「縮退地区については、農業政策と連携した農地への転換、再自然化を積極的に推進」と180度方向を変える検討がされています。

2010年の通常国会での都市計画法改正に向けて、昨年9月25日に開かれた「社会資本整備審議会第4回都市計画・歴史的風土文化会第11回都市計画部会及び第13回歴史的風土部会合同会議」で国土交通省は、同問題について「冬柴元大臣が平成22年の春に法案を提出するという考え方をすでに表明いたしております」と考えが述べられていました。

以上の点を踏まえ、質問させていただきます。まず、農業振興条例や今後の農業振興ビジョンを策定することについてお尋ねします。次に、門真市の農業の現状についてお尋ねします。農地面積の推移はどうでしょうか、生産緑地法が施行されてからの市街化区域内の農地面積はどのようになっているのでしょうか、平成3年当時の市民農園の区画数は、539区画ありましたが、その後、どのように推移しているのか、市民農園の開設数が減っている理由は何か答弁を求めます。

本年4月1日から、市内に新たに工場を立地する製造業者に対して対象物件の固定資産税・都市計画税の1/2を交付する「ものづくり企業立地促進奨励金」を交付していますが、農業施策として「農業振興促進奨励金制度」や「市民農園促進奨励金制度」を創設してはどうでしょうか、伝統野菜「門真レンコン」の掘り手育成の援農ボランティア活動を門真市としてリードしてはどうでしょうか、他市では、防災的観点から「防災協力農地登録制度」を創設し一時避難場所としてだけでなく仮設空間、復旧用の資材置場として活用、延焼防止帯としての位置付けている自治体もあります、門真市でも防災的位置付けを明確にしてはどうでしょうか答弁を求めます。

最後に、議会への説明資料として配られた、大阪府住宅まちづくり部市街地整備課が作成した「第二京阪道路沿道における計画的なまちづくりを促進するための取り組み、中間報告」の中に、大阪府が昨年4月に施行した「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」いわゆる農空間保全地域制度」について紹介され、第二京阪道路沿道の対象区域の中で、寝屋川市・枚方市・交野市の6地区については指定されていると記述されていましたが、なぜ門真市は指定されていなかったのか、同制度を活用する考えは無いのか答弁を求めます。

以上で質問を終わります。